

産後ケア実施機関 各位

松本市長 臥雲 義尚

松本市産後ケア事業の実施について（お願い）

日ごろより、本市の母子保健事業にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。本市では、市民の方が契約機関以外で産後ケア事業を利用される場合、指定の利用方法に限り、利用料の補助を行っています。

つきましては、利用者の経済的負担の軽減及び継続的な支援のため、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

- (1) 利用日において松本市に住所がある出産後1年未満の産婦及びその子
- (2) 産後ケアを受ける前に市に利用申請をし、松本市産後ケア事業利用承認を受けている方

2 対象施設

松本市と産後ケア事業の契約をしていない医療機関または助産院

3 松本市産後ケア事業の内容

(1) 利用形態

利用形態	内容	補助回数※
宿泊	・施設で、宿泊によるケアの実施 ・必要な食事提供（2食以上/日）を含む	7日
日帰り	・施設で、通所によるケアの実施 ・6時間から8時間の利用 ・食事提供を含む	7日
訪問	・里帰り先等の居宅への訪問によるケアの実施 ・1時間以上2時間程度	7回

※補助回数は、松本市が契約する施設での利用回数を含む

(2) 支援の内容

- ア 産婦の母体の管理及び生活面の指導
- イ 乳房管理
- ウ 沐浴や授乳等の育児指導
- エ その他必要な保健指導

※上記に該当しない内容は、補助の対象外です。

4 実施方法

(1) 利用前の確認

ご提供いただく産後ケアが、本市の補助の要件に適合するか利用者をご確認ください。

(2) 産後ケアの提供

ア こども家庭庁の示す「産後ケアガイドライン」に基づき産後ケアのご提供をお願いします。

イ 利用者から「松本市産後ケア事業実施報告書」を受け取ってください。

(3) 利用後の処理

ア 費用の全額を利用者にご請求ください。

イ 産後ケア事業の利用がわかる領収書（診療明細書）をお渡してください。

ウ 「松本市産後ケア事業実施報告書」を利用者にお渡してください。

エ 母子健康手帳（産後ケアのページ）に利用状況をご記入ください。

5 その他

ア 市の指定する支援内容以外は、補助の対象とならない場合があります。

ご不明な点がございましたら、利用前に下記までご相談ください。

イ 領収書又は診療明細書には、市の指定する支援内容に含まれない料金や多胎児加算料などを必ず明記してください。

ウ 利用者が、継続的支援が必要と判断される場合は、速やかに市に情報提供のご協力をお願いします。

【問合わせ先】

〒390-8620 長野県松本市丸の内3-7

松本市保健所健康づくり課 母子保健担当

電話：0263-34-3217

E-mail：kenkoka@city.matsumoto.lg.jp